

平成 20 年 11 月吉日

給与計算システムユーザー様 各位

ミツイワ情報株式会社

サポートセンター

TEL:03-4360-3115

平成 20 年度年末調整に対する「給与システム」サポート対応について

拝啓

貴社(法人)益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。さて、弊社では平成 20 年度の年末調整に関連致しまして、下記の通り対応させて頂く予定で御座います。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

(記)

1. 弊社給与計算システムの対応予定

下記(1)～(5)については、昨年(平成 19 年度)までの年末調整対応時にすべてご提供済みです。

本年度の年末調整に対するプログラム媒体 (CD-R) の送付はございません。

年末調整のご案内(処理の流れ)につきましては、11 末迄に発送させて頂きます。

プログラムの改定は御座いませんので、ご案内の到着を待たずに、例年通りの手順で年末調整の処理を実施して下さい。

2. 給与計算システムに関わる昨年度の年末調整に対する変更点

(1) 定率減税の廃止

平成19年分以後の所得税について適用がありません。

(2) 所得税の税率改正

税源移譲の実施に伴い、平成19年分の所得税から6段階(5%、10%、20%、23%、33%、40%)に細分化されております。

(3) 損害保険料控除の廃止

- ・ 短期損害保険料控除の廃止 (最高3,000円)
- ・ 長期損害保険料控除については経過措置 (旧長期損害保険とします。)

(4) 地震保険控除の新設

「地震保険料控除」が創設され、平成19年分以後の所得税より適用されます。

控除の種類	控除額(所得控除)	
地震保険料控除	地震保険料のみの場合	最高5万円
	旧長期損害保険料のみの場合	最高1万5千円
	両方ある場合	最高5万円

(5) 源泉徴収票 摘要欄「住宅借入金等特別控除可能額」の記載

住宅借入金等特別控除額が算出年税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除額の全額を給与と所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額 XXXX円」として記載されます。

(可能額の記載がある場合、お住まいの市区町村へ申告することにより、その減少する控除額を翌年度分の住民税から控除することとなります。詳しくは最寄りの市区町村にお尋ねください。)

以上